

税納付は忘れず期限内に

市税はまちづくりの欠かせない

市税は、市民の皆さんが安心して、健康な暮らしをするための重要な財源です。納めていただいた市税は、福祉や教育、道路整備などのために使われています。

納税は、国民の義務であり、納期内の自主納付が原則です。市民の多くの皆さんからは、期限までに市税を納めていただいています。

しかし、納期までに納めていただけない場合もあり、その際は、市から督促状の発送などを行います。この業務には、多額の経費を要し、その経費も市税で負担しなければなりません。

期限内納付を怠ると延滞金発生

市税などを定められた納期内に納めることができないことを「滞納」といいます。滞納した場合、延滞金が掛かります。

延滞金は、地方税法で「徴収しなければならぬもの」と定められています。28年中は、年率9・1%（納期限の翌日から1か月を経過する日

までは2・8%）で、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて計算されます。期限内納付に努めましょう。

公平を保つため滞納処分を実施

納期までに市税などの納付が確認できない方に対しては、督促状を送付し、催告書、訪問などにより、自主的な納付をお願いしています。

しかし、再三の催告にも応じず、納付相談の連絡もないなど、納税に誠意の見られない方がいます。こう

表1 滞納処分までの流れ

①督促状送付＝納期限までに完納しない場合、納期限後20日以内に発送



②滞納処分＝督促状の発行日から10日経過しても完納しない場合は、財産の差し押さえなどを行い、強制的に徴収できます。

※ 滞納処分の対象となる主な財産＝給与・賞与、預貯金、売掛金、生命保険、経営所得安定対策交付金、動産（貴金属・自動車・テレビ・美術品など）、不動産など



いった場合は、滞納している人の資産や収入の調査を行い、差し押さえを行うことがあります。市には、裁判所の許可なしに差し押さえる権限が与えられていて、滞納者本人が不在でも行うことができます。

差し押さえた後も納付いただけない場合、きちんと納付されている方との公平性を保ち、大切な市税を確保するために、差し押さえた財産などの公売を行います。

「滞納処分までの流れ」は、上の表1のとおりです。

公売を行って市税に充当します

公売とは、滞納者から差し押さえた財産を売却することです。その売却代金は、滞納している税金に充当します。

市が27年度に実施した公売は、不動産13件、インターネット公売2件で、売却代金約19万円を市税に充当しました。

納付困難な場合は早めに相談を

病気や失業、生活が苦しいなど、やむを得ない事情により期限内に納められない場合は、事前にご相談ください。完納に向けた納付計画などの納税相談を行います。

また毎週水曜日（祝日を除く）は、本庁舎のみ午後5時15分から7時まで窓口業務を行っています。

税務課では、各種証明書の発行や市税などの収納に応じますので、日中に市役所へ来られない人は、ぜひご利用ください。

詳しくは、市役所税務課収納係（☎・内線1128・1130）まで。

納税には便利な口座振替のご利用を

市税の納付には、納め忘れのない口座振替をお勧めしています。口座振替を利用すると、指定した口座から、各納期の末日に振替納付することができます。

◆申し込み方法＝利用する金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口に入金通知書・預貯金通帳・通帳印を持参し、申し込んでください。

※ 市内の金融機関には、口座振替依頼書を備え付けています。市外の金融機関をご利用の場合は、税務課へお問い合わせください。

十和田八幡平国立公園八幡平地域指定60周年記念 第25回岩手山焼走りマラソン全国大会 参加者募集中



第25回岩手山焼走りマラソン全国大会が開催されます。

■日時 7月3日(日)、午前9時開会(受け付けは、午前7時半から8時50分まで)、小雨決行

■会場 岩手山焼走り国際交流村(マラソンは、岩手山パノラマラインを利用した折り返しコース)

■種別 ▶一般(10^{キロ}、5^{キロ})▶中学生3^{キロ}▶ファミリー2^{キロ}

■申し込み方法 ①インターネット・スマートフォ

ンサイト【スポーツエントリー(<http://sportsentry.ne.jp>)による申し込み】②電話【0570-550-846(平日午前10時から午後5時半まで)】③ファクス【0120-37-8434(ランニングマガジン「クリア」掲載の申込書を利用)】④郵便振替用紙 ※いずれの方法でも別途手数料が必要となります。

■申込期限 6月3日(金) ※当日消印有効

詳しくは、市体育協会(☎76-4141)または市役所商工観光課観光振興係(☎・内線1318)まで。

●子どもの医療費助成受給対象者拡大 ●医療費助成の給付方式が一部変更

詳しくは、市役所市民課国保年金係(☎・内線1073まで)

子どもの医療費助成を 中学生まで拡大します

市は、子育て支援の一環として、8月から子どもの医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大します。助成を受けるには申請手続きが必要です。

■対象者 市内に住所を有する中学校を卒業するまでの子ども
■助成内容 通院・入院に係る医療費(保険適用分で食事負担金を除く)が助成対象となり、所得制限や自己負担はありません。また、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成事業の認定を受けている子どもについても、中学校卒業までは自己負担がなくなります。

■申請方法 5月下旬から6月上旬にかけて、市から対象者がいる家庭に申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入の上、郵送または市役所市民課、西根・安代総合支所に提出してください。

未就学児と妊産婦の医療費 給付方式が現物給付に移行

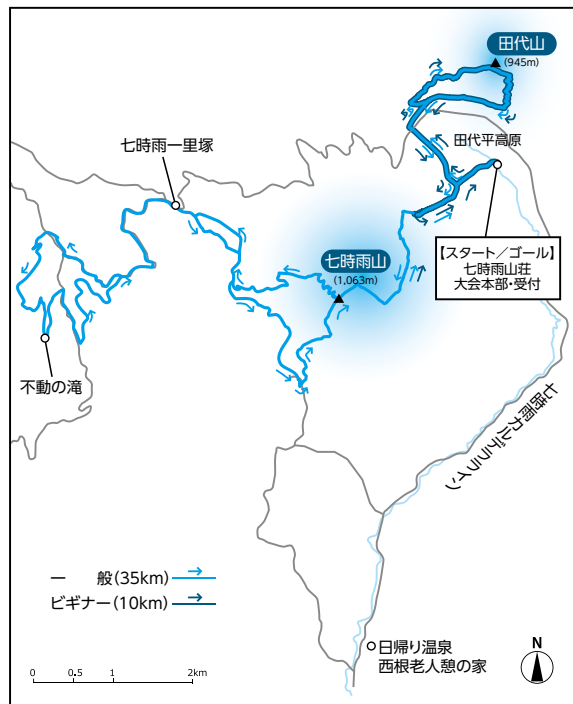
県では、未就学児と妊産婦の医療費助成について、8月より償還払い(払い戻し)方式から現物給付方式へ移行します。移行後は、助成額分が医療機関窓口にて精算されるため、受診時に助成金の受給申請を行い、後から還付を受けるといった手間がなくなります。

■対象者 未就学児(小学校入学前の子ども)と妊産婦

■自己負担額 ▼未就学児と住民税非課税世帯の妊産婦:自己負担無し

▼課税世帯の妊産婦:医療機関ごとに通院月1500円、入院月5千円

■受給方法 対象者に現物給付用受給者証を市から郵送します。医療機関に掛かる際に受給者証を窓口提示してください。



七時雨マウンテントレイルフェスの第4回トレイルランニングレースが6月12日(日)、七時雨山周辺で開催されます。当日は、約400人のランナーが登山道などを走ります。登山者の皆さんには、一時的にご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。また、ランナーへの皆さんの応援もよろしくお願いします。

■日時 6月12日(日)午前8時から午後5時まで

七時雨マウンテントレイルラン
ランナーへのご声援をお願いします

■場所 七時雨山周辺(左図のとおり)
詳しくは、七時雨マウンテントレイルフェス実行委員会事務局(☎080・5560・7070)まで。



登山者に配慮したレースを行います

- ◎日本空手協会第15回弥生杯争奪空手道選手権大会(秋田県・美郷町住民活動センター、3月20日)
- 【形】◇団体▽中学生・一般
①西根支部A(遠藤諒太郎・伊藤海斗・藤原彩夢)
◇個人▽小学1・2年級
I部 ③谷地賜乃(西根支部)
▽小学5・6年上級女子
③甲斐香遥(西根支部)
▽中学生上級女子 ③松村茜音(西根支部)
▽一般 ①伊藤海斗(西根支部) ②藤原彩夢(西根支部) ③遠藤諒太郎(西根支部)
【組手】◇個人▽小学3・4年級 I部 ③柴崎光祈(西根支部)
▽小学3・4年上級男子
③伊藤樹斗(西根支部)
▽小学5・6年上級男子
③三浦歩輝(西根支部)
▽小学5・6年上級女子
③甲斐香遥(西根支部)
▽中学上級女子 ③松村茜

- 音(西根支部)
▽一般男子 ③遠藤諒太郎(西根支部)
▽一般女子 ②藤原彩夢(西根支部)
◎第10回全国小学生アルペンスキー大会(安比高原スキー場、3月24、25日)
【大回転】▽小学6年生男子
⑤山本友大(田山小)
▽小学4年生男子 ⑤久世一力(柏台小)
▽小学6年生女子 ⑥遠藤麗奈(田頭小学校) ⑨山口莉永(松野小)



第15回弥生杯争奪空手道選手権大会で活躍した日本空手協会西根支部部員たち(3月20日)

- ▽小学5年生女子 ④工藤瑞歩(安代小) ⑦八幡優那(田山小) ⑨佐々木萌(安代小)
▽小学4年生女子 ④遠藤りの(田頭小)
◎全国高校選抜大会(高知県・県立春野総合運動公園相撲場、3月20日)
【相撲】▽個人100kg未満級 ⑤松浦裕介(平館高2年)
- 受賞ファイル
(学年は受賞当時のもの)
◎第23回公募日本習字展
◆日本習字教育財団特別賞
▼硬筆・ペン部門 佐々木穂(平館小2年)
◎第12回若手県下青少年少女みんよう大会(矢巾町文化会館田園ホール、3月26日)
◆唄の部門小学校低学年の部優勝 日戸楓乃(平笠小2年)

火災と隣り合わせの野焼き

実施の際は十分な事前準備と配慮を

春の農繁期を迎え、市内で野焼き(焼却処分)に伴う火災通報件数が増加しています。農業を営むためにやむを得ない焼却行為(農業者が行う稲わらなどの焼却)は法律上、例外行為として認められていますが、まずは野焼きを行わない処分方法(農業残渣の堆肥づくりなど)を検討し、やむを得ず野焼きを行う場合は、次のことを守ってください。

- ◆野焼きの事前に消防署に届け出る(火災と紛らわしい発煙などの届け)。
- ◆周囲の住宅環境に配慮して行う。
- ◆風が強い日、空気が乾燥している日は行わない。
- ◆一人では行わず、必ず複数の人と協力して行う。
- ◆周囲に可燃物や燃えやすい物がある場所では行わない。

- ◆一度に実施するのではなく、小規模で少しずつ分けて行う。
- ◆延焼防止のため速やかに消火できる水バケツ、スコップなどの消火用具を準備する。
- ◆実施中、風が強くなった場合、風向きによって周囲に影響がある場合は中止する。
- ◆火が消えるまで離れない。
- ◆実施後は、火が消えたことを必ず確認して現場を離れる。

詳しくは、八幡平消防署(☎76-2119)まで。



経営所得安定対策交付金申請

安定した農業経営のために忘れなく

市は、農業に係る経営所得安定対策交付金の申請を受け付けています。この交付金は、米・麦・大豆等の需要に応じた生産の促進と水田農業全体の所得向上等により農業経営の安定を図ることを目的に設けられている制度です。農業者が交付金を受けるためには、期限までに申請をする必要があります。

ります。

■申請期限 6月30日(木)

■申請方法 交付金目録に必要な書類(左表のとおり)のほか、窓口に備え付けの申請様式に必要事項を記入の上、窓口提出してください。

■申請場所 市役所農林課

詳しくは、農林課農業振興支援センター係(☎・内線1342)まで。

作物または取り組み		申請に必要な書類など
主食用米(うるち・もち・酒米を含む)		・生産数量目標を超えない作付面積とする必要がある
麦・大豆・そば		・売買契約書
飼料作物	畜産農家へ供給	・水田飼料作物利用供給協定書 ・水田飼料作物利用計画明細書
	自家利用	・飼料作物自家利用計画書 ・自家利用計画明細書
耕畜連携	飼料作物と堆肥の交換	・水田飼料作物利用協定書の構築連携項目に記載が必要
	飼料用米のわら利用	・水田飼料作物利用協定書もしくは自家利用計画書の構築連携項目に記載が必要
	水田放牧	・自家利用計画書の構築連携項目に記載が必要
新規需要米		・新規需要米取組計画書
振込口座の通帳の内容に変更がある場合は、口座届出書が必要です。		